ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の八十九・五（特定管理職員にあつては、百分の百九・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の八十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百九・五未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百二十六・五以上百分の百九十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十三・五以上百分の二百六十二以下）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百七）、十二月に支給する場合には百分の九十二（特定管理職員にあつては、百分の百十二）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百七未満）、十二月に支給する場合には百分の九十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百十二未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百二十四以上百分の百九十四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十一以上百分の二百五十七以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十九以上百分の二百四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十六以上百分の二百六十七以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百五・五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十五・五以上百分の百七十三・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十四・五（特定管理職員にあつては、百分の九十九・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の九十九・五未満）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百六以上百分の百九十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十七・五）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三以上百分の百七十一未満）、十二月に支給する場合には百分の百八以上百分の百二十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十八以上百分の百七十六未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の九十七）、十二月に支給する場合には百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百二）

ニ　前号ニに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の九十七未満）、十二月に支給する場合には百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百二未満）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百三・五以上百分の百九十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（以下このイ及び次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合には百分の百八・五以上百分の二百以下（事務次官等にあつては、百分の百）